

## ヨーロッパにおけるベーシック・インカム構想の展開

菊地 英明

### ■ 要約

ベーシック・インカム(BI)とは、各市民に定期的に無条件で支払われることが保証された所得である。BIはワークフェアとともに、ポスト福祉国家の社会政策の構想として有名であるが、「遊んで暮らすための所得」という印象を与え、経済・財政的な実現可能性も乏しいものと考えられている。本稿は、ヨーロッパを中心に、BI構想がどのような形で展開してきたかを検討するとともに、BIの導入によって労働や福祉国家、公的扶助のあり方をどのように変革しようとするのかを探り、わが国の社会保障改革への含意を明らかにするものである。

### ■ キーワード

ベーシック・インカム、公的扶助、福祉国家、福祉改革

### I はじめに

先進諸国において雇用、家族、環境の揺らぎが認識された1970～80年代以降、今日に至るまで「ポスト福祉国家」の社会政策が模索されている。その中でも特に公的扶助や失業給付の領域では、失業や不安定就労の深刻化を背景に、受給者や財政支出の増加といった問題を抱え、福祉(所得保障)と就労との関係を問い直す形で改革が進められてきた。

その改革構想のひとつとして、ワークフェアが挙げられる。これは、福祉と就労の関係を密接にするアプローチであり、アングロサクソン諸国で主流となった。その中で追求されているのは、「就労能力のある者が一人でも多く働く」社会の実現である。魅力のない仕事を強制する可能性や、対象となる失業者などが直面する困難について考慮する必要はあるものの、人々の公正観には合致しやすいと思われる。

本稿で取り上げるベーシック・インカム(BI、基本所得)構想は、ワークフェアとともに、福祉と就労との関係を問い直すものである。ここでいうBIとは、「各市民に定期的に<sup>1)</sup>無条件で支払われることが保証された所得である。この場合、無条件とは、労働上の地位、雇用の記録、労働意欲、婚姻上の地位とは関係がないということの意味する」(Fitzpatrick 1999=2005: 44)。

就労の有無を問わず所得を保障するBIは、「遊んで暮らすための所得」という印象を人々に与える。もしそうだとすれば、真面目に働くアリの、遊び暮らすキリギリスが搾取するような、社会的公正(特に互酬性(reciprocity))の面で問題がある社会構想である。さらに、GDPの20～30%といわれる膨大なコスト、グローバル化の中での資本逃避・困窮者の流入といった、経済・財政上の問題も指摘されており、魅力・実現可能性の両面について乏しい、(軽蔑的な意味での)「ユートピア」的な政策構想だと考えられている。

しかし、BI構想には、トマス・ペインの『農民の正義』(1796)以来の長い歴史がある(Fitzpatrick 1999=2005: 47)。また、その構想の一種である負の所得税(Negative Income Tax, NIT)は、1970年代のアメリカとイギリスで、導入が検討されたり、税額控除(tax credit)などの形で部分的に導入された実績がある。近年では、アメリカのEITCやイギリスのWTC、CTCのような、負の所得税的な制度が導入されている。また、BIと関連した所得保障の構想は、わが国にも早い時期から紹介されてきた(山中編 1956、Peacock 1952=1959)。最近では、BIの導入の可否について、国会で議論が闘わされる事例も現れた(2004年10月15日、参議院本会議)。

このように、BIは、実はポスト福祉国家の社会政策の構想として確固たる地位を築いており、その支持者たちは、BIに対する批判の多くが誤解であるか、たとえ真実が含まれていたとしても、BIの魅力によって補ってあまりあるものだと考えている。例えば、BIの魅力として、「社会的排除」—大雑把に言えば、単なる貧困にとどまらず、賃労働、消費、政治、地域社会等々への参画や、それを通じた自己実現の機会が剥奪される過程、と要約できる—の解決への寄与が期待されている。事実、本稿のタイトルとも関係するが、BIは雇用問題が深刻であったヨーロッパで大きな関心を呼んでいる。

研究者の組織としては、ヴァン・パライス、クラウス・オッフエ、ガイ・スタンディングらが1986年に創設したBIEN(Basic Income European Network)がある。BIENは2004年には“Basic Income Earth Network”に衣替えし、現在ではそのネットワークは各国に広がり、2006年には研究雑誌“Basic Income Studies”も創刊され、文字通りグローバルな形で議論が展開されている。

とはいえ、学術・政策の双方において論議の発祥はヨーロッパであり、その中心は依然としてヨーロッパにあるといっても過言ではないだろう。このことを踏まえて、本稿では、ヨーロッパにおける

BI構想の展開について検討していく。その議論の多くは、BIENや、それにコミットしてきたヨーロッパの研究者・思想家の間で交わされてきたものであるが<sup>2)</sup>、筆者の能力や紙幅の制約から、そのごく一部を検討するにとどめ、その後の展開は別稿を期することにした。本稿は、まずはじめにBIに関する基本的な知識を確認した上で、BIの導入によって、労働や福祉国家のあり方をどのように変革しようとしているのか—結論を先取りすれば、生活世界の再構築や、「労働」をより人間的なものにすることを目指している—、そしてそのような社会がいかなる意味において魅力的なのかについて、議論の展開を追う。その上で、わが国への社会保障への政策的インプリケーションを明らかにすることとしたい。

## II BIについての基礎知識

### 1. BIの多様性

冒頭で引用した定義は、BIの「理念型」である。現実にBIの名のもとに議論される制度(構想)は、多種多様であり、左右から幅広く支持されている<sup>3)</sup>(図参照)。例えば、負の所得税論のような右派によるBI構想も存在する。したがって、BIと社会主義・共産主義とを等置するのは誤りである。むしろBIの提唱者の多くは、社会主義や、福祉国家が共有する産業主義的な価値観とその帰結(労働疎外、環境破壊)に対して批判的である。

また、BIの給付水準に関して絶対的な基準はなく、ベーシック・ニーズを考慮して給付水準が決定されることも限らない。このため、最低生活の保障(低すぎでは生活していけない)と財源の確保(高すぎでは財源不足になる)との兼ね合いで決定されることになる。このことを踏まえて、フィッツパトリックは、BIの給付水準を、完全BI、部分BI、過渡的BIに分類している(Fitzpatrick 1999=2005: 42)。

次に、支給条件の厳しさにおいて違いがある。

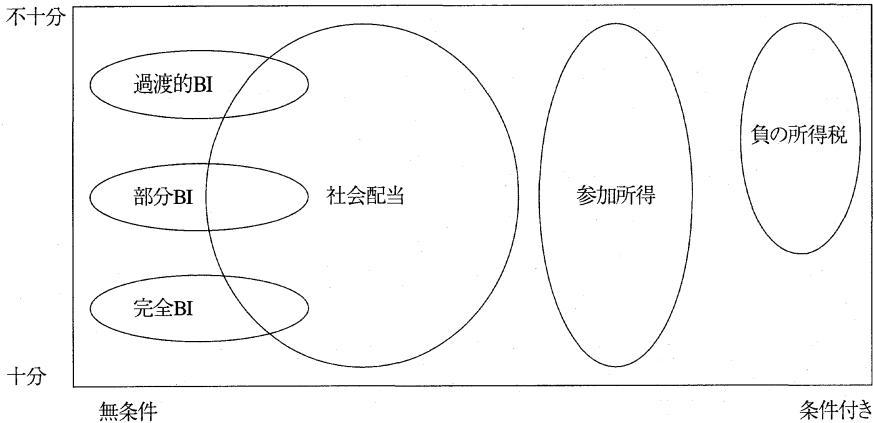


図 BIの概念図 (Fitzpatrick 1999=2005: 43)

無条件に給付される(狭義の)BIもあれば、参加の有無や困窮を条件に給付するBI(参加所得、負の所得税)もありうる。したがって、結果的に給付水準が似たものになったとしても、背景とする論理や給付目的が異なる可能性があることに注意が必要である。

## 2. BIと従来の社会保障・税制との関係

BIが純粋な形で実現した国はいまだ存在しないが、仮に純粋なBIが導入されると、既存の社会保障制度のうち、所得保障部分については原則として廃止される。このため、社会保障が受給者にとってシンプルで理解しやすくなるとともに、給付額が一律であるため、管理が容易になるというメリットがある。ただし、既に受給中の者や、拠出済みの保険料の扱いについては別途議論が必要となる。また、障害などの特別な必要への手当や、医療などのサービス給付に関する制度は引き続き維持されるであろう。

BIの導入によって、所得保障と税制とがかなりの程度統合される。BIの給付に要する財源は、保険料ではなく、各種の税金—所得税、環境税など、さまざまな形態が想定できる—によって賄われる。したがって、BIを受給する富裕層からは、税制を

通して必要充足を超える部分の一部を回収することになる。各種の控除は原則として廃止されるために歳入が増えるほか、既存の社会保障制度の管理に要するコストの多くが節約できるため、BIの給付に回すことが可能である (Fitzpatrick 1999=2005: 45-47)。

## III 市場システムと福祉国家システムの誕生

### 1. 生業/賃労働の分断と自己調整的市場

BI構想は、市場システムや福祉国家システムが、人々の労働、消費のあり方を、本来の形から逸脱させたとする認識に立脚している。そこで、BI構想が生まれた18世紀以降の、国家や市場のあり方や役割について見ていくことにしよう。

18世紀のイギリスでは、自己調整的市場—すべての生産が市場での販売のために行われ、すべての所得がそのような販売から生まれる— (Polanyi 1957=1975: 92) が成立した。そのような市場システムは、伝統的な共同体を破壊する「悪魔のひき臼」として機能し、人々は労働力を売る賃労働者たらざるを得なくなった。ここで、労働ないし仕事の中身として、生計を立てるための活動・なりわいとしての生業 (life work) と、それが市場化された

ものとしての賃労働 (paid work) とを区別しなければならない。伝統的な共同体において人々が営んでいた生業によって生み出された自分の生産物、活動は、交換価値によって評価されるものではなく、固有の価値をもつものである。これに対して、賃労働とは、あくまでも労働市場における交換価値によって評価される性質がある。

20世紀初めになると、構想者・組織者と実行者とを分離し、実行者の労働を単純作業の反復にすることを特徴とする「科学的管理法」がテイラーらによって構想された。その結果、生産性は飛躍的に上昇した反面、労働(賃労働)が、深刻な疎外感—自分は歯車に過ぎず、自分一人では何ひとつ作り出すことができない—を伴う「苦役」としての色彩を帯びることとなった<sup>4)</sup>。レギュレーション学派の研究者たちは、20世紀の大企業で典型的に見られた労働編成モデルを「フォーティズム」と呼ぶ。これは、テイラー主義と機械化とを組み合わせたものである (Lipietz 1989=1990: 23)。この体制は、やがて生産力を飛躍的に増大させるが、世界大恐慌のような過剰生産=過少消費恐慌を招くことになる。

## 2. 福祉国家による需要と雇用の創出

このような状況を踏まえて第二次大戦後に誕生したのが福祉国家システムである。ここでは福祉国家システムを、ケインズ主義的経済政策(有効需要創出)とベヴァリッジ主義的社会政策(正統性・忠誠の確保)、利益集団自由主義とが組み合わせられたシステムとして理解しよう(武川 1999: 71)。戦後、労使間で合意されたのは、生産・労働過程での苦役の代償としての賃上げと、福祉国家を通じた需要の創出と再分配である。賃上げと福祉国家による再分配によって購買力を高めた労働者=消費者は、必要の充足を超えた奢侈品を消費し、他者との差異化を図ることによって自尊心を充たした。その結果、消費が拡大し、さらなる生産を促す好循環の構図を成立させた。

もちろん、欲望・消費は、福祉国家システムが創出する需要によってだけでなく、広告・宣伝や洗練された販売術の結果として生み出される側面もある(「依存効果」)(Galbraith 1984=1990: 218)。ただ、完全雇用を実現し、人びとに経済的保障を与えるために、必要の充足を超えて生産が行われていること、人びとの欲望をかき立てて負債を増やし、インフレ圧力を高めることを、ガルブレイスは指摘したのである (Galbraith 1984=1990: 239)。

その後、石油危機、脱工業化、グローバル化、人口の高齢化といった社会変動が認識されだした1970年代以降は、賃金の伸び悩みや失業の増加が問題になるとともに、フレキシビリティを求めて低賃金の非正規労働力に置き換えが今日に至るまで進んでいる。このような状況下で、1980年代までの間に、各国で公的扶助や失業給付の受給者や支出額が増加し、改革が要請されるに至ったのである。

## IV 市場メカニズムの回復のための諸改革

### 1. 負の所得税構想とその挫折

以上で述べた失業や公的扶助・失業扶助への負荷の問題に対しては、いくつかの改革構想が提唱・実践されている<sup>5)</sup>。1980年代以降のイギリス・アメリカで見られたニューライト的な処方箋は、市場システムの機能不全を解消するために、障害となっている福祉プログラムや諸制度を廃止・除去することを目指す。

公的扶助プログラムに限定していえば、福祉国家の危機・再編に先立って、何か国かで導入が検討された負の所得税—BI構想の一種である—も、このような発想に立脚している。従来からの公的扶助は、貧困の罨(働いてもそれほど豊かにならないため、就労意欲が損なわれること)や失業の罨(賃金が社会保障給付の額とそれほど違わないために、就労意欲が損なわれること)を伴い、受給

者の公的扶助への依存を招きかねない面があった。また、公的扶助などの福祉プログラムを運営する専門家が受給者の生活の細部に干渉し、そのことによって彼らの自立に向けた士気をくじく「道徳破壊」的な状況が生まれているとした(Friedman 1962=1975: 195)。

フリードマンが構想した負の所得税は、勤労所得が免税点を超えた場合は「正」の(=通常の)所得税を払い、勤労所得がそれを下回る場合は、免税点と差額の50%が「負」の所得税として給付されるというものである。受給者の就労意欲を阻害せず(市場メカニズムがフルに機能する)、受給者を官僚的統制から解放し(使途は指定されない)、従来の公的扶助よりも安いコストで(人件費その他に費消されない)、貧困を解消するという、まさにいいことづくめの制度の「はず」であり、1960～70年代のイギリス・アメリカでは全面的な実施を視野に入れた検討が行われた。

しかし、それが全国民を対象とした包括的な形で実施されることはなかった。イギリスでは、1964年に労働党が全国民を対象とする負の所得税である保証所得の導入を提唱し、1972年に保守党もタックスクレジットの導入を提唱したが、費用などの理由からいずれも挫折し、中途半端な制度改革にとどまった(Kincaid 1979=1987)。同様にアメリカのニクソン共和党政権は、1972年にFAP(Family Assistance Plan)の形で負の所得税の導入を図ったが、低賃金労働市場の破壊を恐れる南部の保守派の反対で、上院で否決された(根岸2004)。

## 2. ワークフェア改革の席卷と、負の所得税の「復活」

前述した通り、1980年代に行われたニューライトの改革は、国家の需要管理を放棄し、資本蓄積を図る上での障害となりうる諸制度を撤廃するアプローチである。イギリスの場合、労働組合への規制

の強化、福祉給付の削減・厳格化、公営セクターの再民営化(住宅供給など)などが挙げられる。

公的扶助の場合、就労と福祉との関係を緊密にする、ワークフェア改革が実施された。ワークフェアといっても、給付の打ち切り・期間制限を通して就労を強制する労働力拘束モデルから、教育・訓練などによって労働力としての質を高める人的資本開発モデルまで多様である(宮本2004: 227)。

その中で、市場メカニズムを回復しようとするワークフェア改革の精神に則りつつも、低賃金労働者や母子世帯などに対象を限定した負の所得税的な制度が各国で導入されており—EITC、CTC、WTCなど—注目に値しよう。

## V BIによる、真の生産・労働の回復

### 1. 福祉国家の財政危機

左派の論客たちは、右派のように市場メカニズムの阻害要因としてではなく、別の見方で、福祉国家や公的扶助・失業給付のあり方を問題にした。オコンナーによれば、現代国家(福祉国家)は、蓄積と正統化という矛盾する目的をもつシステムであり、永続できない(O'Connor 1973=1981: 10)。国家は、資本の蓄積の条件を整備するため、需要の創出や、労働生産性を向上させ、労働力の再生産費を低減するために財政支出を行わなければならない。一方で、蓄積は労働者(や労働予備軍)に対して購買力を保障し、国家への忠誠や支持をつなぎ止めるための財政支出も行わなければならない。したがって、必然的に財政危機が生ずることになる。

財政危機が実際にもたらされるプロセスは、ゴフ(BI論者としても著名である)によれば以下の通りである。福祉国家が資本側と労働側の利害を調整して経済成長がもたらされると、労働力不足が生じ、労働者側の権力が増大して福祉の給付が拡大し、公務セクターなど、直接的に利潤を追求し

ない「脱商品化」されたセクターの増殖により、(福祉給付の原資となる)資本の蓄積が疎外されるという面ももつ。それは、福祉給付の原資も減少する結果を招くことにもなる(Gough 1979=1992)。

## 2. システムの生活世界への侵食

しかし、福祉国家の問題点は、以上で見た財政危機だけにとどまらない。オッフエによれば、もはや、成長が完全雇用をもたらすとは限らず、中核労働者—周辺労働者—失業者と引き裂かれる中では、労働が個人・社会のアイデンティティの構築の結節点として機能しない(田村 2002: 84)。福祉国家は、主に組織された労働者(男性の中核労働者)を守ってきたといわれるが、脱工業化などの社会変動により、守られていない人々(女性やエスニック・マイノリティなど)が増加し、彼らからの批判にも直面した(Pierson 1998)。福祉国家システムは、市場システムの機能の確保(システム統合)と人々のアイデンティティの確保(社会統合)という二つの課題を引き受けるが、今やそれは機能不全に陥っている。したがって、福祉国家システムの加重負担を解消させること、市民社会を再興して人々をアノミー状態から解放することが必要である。

また、ハーバーマスによれば、近代社会においては、権力、貨幣といった非規範的なシステムが、生活世界—人々がコミュニケーションを通して、自分たちのおかれた状況などに意味づけを行い、合意形成を行う規範的な空間—を侵食して、制御し(生活世界の植民地化)、文化的再生産やアイデンティティの危機が生じている。特に福祉国家は、権力によって市場経済システムから貨幣を調達して、人々に再分配を行うが、その中では、生産・労働へ十分に参画できずに困窮した失業者、不安定就労者などが、福祉国家のクライアントとして扱われ、自律性を損なうことになる(Habermas 1973, 1981)。

## 3. 専門家支配への批判

福祉国家による生活世界への侵食は、福祉や教育サービスの供給過程での専門家集団による介入や、それによるミクロの権力作用の形態を取る。例えば、イリイチによれば、現代社会では、必要(どのような知識やモノに価値があるか)とは専門技術者が定義するものとなり、その多くは、科学的に生産された物資への需要の形で、学校や福祉のように専門家集団による公的サービスの形によってのみ充足されると信じられている(Illich 1971=1977)。それは裏を返せば、自律的な共同体における学び、伝統的な治療法、行政に公認されていない組織等々は価値の低いものとされ、必要の充足は一般人が簡単に実現できるものではないと考えられるようになったことを意味する。これは、公的なサービスの提供によって、人々は能力を与えられるはずが、逆に自らの意欲や創意工夫が損なわれ、無能になってしまったという。この主張は、フリードマンが従来の公的扶助を批判した論拠とも重なる。

その過程で、貧困者とは、専門家によって定義された必要が充足されない人々、すなわち貨幣の欠如によって理想的な水準の消費ができない人々を指すようになった(貧困の近代化)(Illich 1971=1977: 16-17)。その結果、人々は新しい要求を政府に対して行うほかない、受動的な存在となる。その過程で、専門家たちは消費の仕方=用途をめぐって、私事にわたる介入を行うことになるのである。

## 4. BIによる労働と福祉国家の人間化

### (1) BIによる賃労働時間の短縮

以上で述べた状況の変革のために提唱されるのが、BIである。左派が構想するBIは、衣食の充足と賃労働との関係をさしあたり切り離すとともに、賃労働が単なる苦役に化しているという認識のもと、より人間のかつ自律的な活動の復権を目指す。また、

福祉国家システムを廃絶するのではなく、市民生活への介入を、BIの財源確保と給付事務などの最小限に抑制する形で、福祉国家システムを人間化することも目指す。BIは行政によって用途を指定されない現金給付であるため、各人が望む活動(自律的活動)を営む機会が保障されるであろう。

リフキンの指摘するように、先進国ではオートメーション化の進行によって、ますます多くの富が生み出される一方で、安定した雇用は減少している(Rifkin 1995=1996)。したがって、賃労働への従事をすべての者に義務づけることは理論上可能だが、福祉国家は雇用を十分には保障できない。このような前提のもとで、ヴァン・パライスは「雇用レント」(雇用の差額地代)概念を用いて、BIを導入することが社会的公正にかなうと主張する。それによれば賃労働とは全員がつけるとは限らない、社会財(asset)である。したがって、賃労働に十分に従事できない者に対して、平等な再分配を行うために、BIが必要となるという(Van Parijs 1995: 106-125, Fitzpatrick 1999=2005: 72-73)。

安定した賃労働の減少という認識のもと、特に1980年代までのBI論をリードし、今なお大きな影響を与え続けているのがアンドレ・ゴルツである。それは、賃労働の再分配、すなわちワークシェアリングをめぐる議論も通ずるものがある。既に賃労働を通して自己実現が可能な者は、賃労働の最小限化という議論には賛成しないだろう。しかし、社会的排除が蔓延する今日においては、正規雇用に就くことができる者は限られており、賃労働とそれを通じた消費によって自己実現を行うシステムを存続させること自体が不公正である。したがって、苦役となりうる賃労働には、BIの財源確保という限定された目的に限って、負担を平等にする形で従事すべきである。必要な労働時間は、20世紀末において約20,000時間である(Gorz 1983=1985: 83)。

## (2) 自律的活動への従事

労働時間の短縮によって捻出された時間は、市場システムにおける賃労働とは区別される、市民社会における自律的で創造的な自律的活動に用いることが想定される。テイラー主義のもとでの労働は、従事することで個人にアイデンティティを与えるものではなく、誰がやっても同じようにできる、非人格的な「機能」に過ぎない(Gorz 1988=1997: 345)。したがって、そのような賃労働に自分の全人格や全人生を賭ける必要はなく、契約で定められた期間のみ責任を果たせばよい。義務を果たした後に、私が所属するのは、私自身や私の家族、私の基礎共同体だけになる。市民は普通の生活水準を得る権利を有するが、このことは、あらゆる労働から独立した所得を保障することを意味しない(Gorz 1988=1997: 348)。したがって、「一人ひとりには彼または彼女が消費するものの等価労働を社会に提供する可能性(権利と義務)をもっていなければならない」(Gorz 1988=1997: 344-345)。

また、BIによる所得保障と労働時間の短縮によって、生産至上主義、賃労働第一主義の社会を打破し、社会的に有用な「経済活動の新たなセクターを創造する」(Lipietz 1989=1990: 154-155)ことが期待される。これはすなわち「第三セクター」であり、安定した需要を確保する請負契約的な関係(計画)と、提供されるサービスの質の改善を保障する「対面」交渉の長所(市場)とのいいとこ取りが可能になるという。

## 5. BIと義務

### (1) 賃労働の義務づけ

ゴルツによれば、BIが導入された社会においても、BIの財源の確保に必要な最小限の時間だけ、人々は賃労働への従事が求められる。したがって、ワークフェア論とは問題の次元を異にするものの、フリーライダーへの対応が必要となる<sup>6)</sup>。ただし、技術革新の妨げになる生産手段への課税ではな

く、生産物やサービスへの直接税を通して財源を確保すべきである。また、賃労働への義務の履行方法は、現在の社会で行われているものとは極めて異質なものである。第一に、限界税率の引き下げなどの、システムの再構築によって賃労働を動機づけるのは推奨されない。各人の就労実績は、銀行口座の運用と同様にコンピュータによって管理され、フリーライダーに対しては警告書が送付されるとともに、悪質な場合には給付が停止されることになる。(Gorz 1988=1997: 354)<sup>7)</sup>。

第二に、賃労働の義務の履行は、数十年間にわたる継続したフルタイム労働である必要はない。最終的に義務が履行される限り、いつ働くかは、諸個人の判断に委ねられる。例えば、半日労働、無給の自立的活動(ボランティア活動など)を織り込む形で、40年間にわたって断続的に労働することもできよう(Gorz 1983=1985: 83)。

このような断続的な労働=有給休暇と、オフエの提唱する「サバティカル・アカウント」(sabbatical account)との間には類似点を見て取ることができる。これは、職業訓練への従事または最低3年間の就労経験を条件に、10年間に限定して、生活可能な水準の所得を給付するものである(Offe 1997: 100-101)。オフエによれば、福祉国家システムは矛盾と危機を孕むものであるが、その全面的な解体は望ましくなく、システムへの過重負担の緩和こそが求められる。今や、完全雇用の実現は望めないため、サバティカル・アカウントによって、市場からの「退出権」を与え、その間に新しい技術・スキルを獲得して、しかる後に賃労働に復帰することが想定される(Offe 1992: 77)。

## (2) 社会参加や教育・訓練の義務づけ

また、賃金の形では評価されない諸活動への従事を条件に支給するBIを構想することもできる。その例として、アトキンソンが提唱する「参加所得」(participation income)があげられる。そこでの受給

要件は、雇用された、あるいは自営の労働/年金受給年齢への到達/障害による労働不能/失業しているが労働可能/公認された形態の教育または訓練への従事/年少・老齢・障害のために依存状態にある者へのケア/公認された形態のボランティア・ワークへの従事、などである(Atkinson 1995: 301)。

この構想は、拠出・貢献と給付との関係が明瞭な既存の社会保険と共存・補完しつつ、社会参加を促進するため、社会的公正感(互酬性)の問題も回避可能であり、比較的实现可能性が高い。

しかし、この構想には大きな問題点がある。第一に、既に述べた行政的監視の問題であり、BIの最大のメリットのひとつを削いでしまうことになる。

第二に、賃労働に従事せず、自立的活動・家事労働(再生産労働)のみに従事する人間を生み出してしまふ可能性がある。ゴルツによれば、ケアなどの活動(特にボランティア・セクターによるものが想定されている)を直接的な形で金銭評価すること(=疑似・公務員的な職業を作ること)は、そのような活動を「程度の低い生業」とし、従事者を召し使いとみなして低劣で過酷な労働を課すことにほかならない。したがって「一部の人間が高収入の活動を独占し、ほかの人間に召使いの役割を強要するという社会的不平等」のモデルを生んでしまう(Gorz 1988=1997: 264)。

このことは参加所得に限らず、BI一般とフェミニズムとの関係についても示唆的である。BIの給付は、夫婦間での家事の分担形態に関知しない。したがって、「家事に対する給与」(ゴルツは明言しないものの、アトキンソンの参加所得はこの内容を含む)が支払われると、性分業の強化、すなわち女性を賃労働から締め出す一方で、逆に男性にフルタイムの賃労働を強いることになる(Gorz 1988=1997: 277)。このような状態は、賃労働に従事する時間を短縮し、自分のための活動(ほかの何ものためでもない、自立的な活動)を行う機会を万人に保障するというBIの趣旨から完全に逸脱する。したがって、



BIの給付だけでなく、各人が賃労働と自律的活動・再生産労働とを両方こなす(そして賃労働はBI給付のために平等に負担される)ことが当然視されるような、意識変革が必要になるのである。

## VI 福祉国家による環境破壊

### 1. 環境保護とBIとの関係

以上でのBI論は、近代において欲望・消費が他律的にもたらされること、雇用確保のために無駄な生産、労働が要請されることや、その状態を生み出す福祉国家-産業主義イデオロギーに立脚し、需要・消費と生産・労働を管理する一への批判に対応したものであった。環境保護論者によれば、大量生産・大量消費社会は、環境汚染や資源の枯渇によって、「成長の限界」に直面している。このような認識に立つとき、環境保護論者のBIに対する認識は、その財源確保の問題と関連して、非常に微妙なものになる。

環境保護論者によれば、BIは財源を所得税だけではなく、「永続可能な社会において科されるべき他のあらゆる種類の税金…生産工程への投入財に課される税、生産工程からの生産物に課される税、資源税、および、消費税」からも調達できるため、持続可能なレベルにまで生産や消費を抑制することが可能である(Dobson 1995=2001: 159)。また、BIの導入によって人々は無駄な生産・消費活動を強制されなくなるため、環境保護的なライフスタイルへの変革が期待される。

一方で、環境保護論者にとって、(いくら生産を抑制したとしても)そもそも現在の生産システム自体が環境破壊的であり、永続不可能なものである。すなわち、BIとは、「病いに冒された脱産業社会的な政治体[国家]に、永続可能でない形で移植された社会民主主義的な対策」であり、したがってBIの給付に必要な財源が確保できない可能性が高い(Dobson 1995=2001: 162)。

### 2. 生産物の循環と地域通貨

「成長の限界」の問題については、見田宗介から説得力のある反論が提起されている<sup>8)</sup>。にもかかわらず、持続可能な成長が実現せず、BIの給付水準が低いものとどまった場合、BIがめざす自律的な活動は保証されないことになる。

この問題に対する万能の解答はないかもしれない。しかし、市場システムとは別の形態の経済システムを構想することで、一定の解答を与えることができる可能性がある。それが地域通貨である。これは一定の範囲に居住する人々の間で有効な貨幣であり、保有者間でのみ、財やサービスを相互に交換することができる。その結果、市場システム、福祉国家システムの生活世界への侵入を抑制しつつも、「休眠状態の技術と資源とを経済循環に送り返してやる」(Dobson 1995=2001: 210)ことが可能になるという。

## VII 我が国の社会保障への示唆

### 1. ワークフェアが見落としたものは何か

本稿では、BIの支持者にとって、BIの導入された社会-「より少なく、よりよく働く」-がなぜ魅力的でありうるのかについて、いくつかの視点から述べてきた。しかし、労働が苦役と化し、消費がその代償として認識されればされるほど、労働抜きで与えられる所得には支持が得られなくなる面がある。したがって現段階ではBIがすぐに実現する可能性は薄い。ワークフェアと親和性の高い負の所得税の導入ですら、フリードマンは政治的支持の獲得の面で問題がある、と嘆いたほどである(Friedman 1962=1975: 215)。事実、諸外国での社会保障をめぐる議論では、ワークフェアのイデオロギーの影響が強い。それはわが国でも同様であり、ミニマム保障をめぐる給付が、自立・就労までの期間の生活保障としての色彩を強めている<sup>9)</sup>。

就労能力を有する者を福祉給付から離脱させ、

就労させること自体は、(強制的手段を通してか、人的資本の開発を通してか)によって変わるものの一見「正しい」ことである。しかし、就労の促進が図られるあまり、就労後のことに関心が払われなくなる危険がある。今日の経済状況のもとでは、そのような施策の対象者の多くは若者、女性、エスニック・マイノリティ等々であり、施策の結果として得られる職は低賃金・不安定雇用となる可能性が高く、就労した結果として、すべての者に十分な所得や研修機会などの今後の見通しが与えられるわけではない。

このような今だからこそBI論には、労働・生産、消費、環境、現行の社会保障制度やその背景となる思想を問い直すための、思考実験の材料としての役割を期待できるのである。

## 2. 社会保障制度・行政組織の再編の可能性

BI論は、ワークフェア論における見落としを指摘・批判するだけでなく、現在の施策や行政機関のあり方を「合理化」する方策も提示する。例えば、BIの導入にあたって社会保障制度と税制との統合や、社会保険と税金(特に国税)の徴収・管理業務の一元化が想定される。また、公的扶助の受給者へのケースワーク・生活指導を、給付と一体化された形では行わなくなる(もちろん受給者が自発的に求めた場合に対応できる体制の整備は必要であろう)。例えば職業安定所・福祉事務所の組織再編や、現業員の配置や定員の見直しが想定される<sup>10)</sup>。

BIはスティグマの付与や自律性の喪失という観点から、ケースワーク的な介入の廃止または抑制を求めるが、これが専門的援助に対する一面的な見方であるとする批判が当然あり得よう。ならば、誰に対して、どのような体制で、どのような援助を行うかを明確な形で示す必要がある。例えば、サービスの位置づけが分かりづらいつられるわが国の生活保護をどのように理解すべきなのか、また、脆弱だといわれる公的扶助ケースワーカー

の専門性をいかにして確立していくか、さらには、公的扶助の外側にいる一般の低所得者への支援をいかにして行っていくか、といった論点は検討されてしかるべきである。

## 3. 残された問題点

ところで、わが国にもBIの形に発展しうる制度がいくつか存在する。例えば、児童手当はBIの限定版として、雇用保険の教育訓練給付はサブティカル・アカウントの限定版としてとらえることが可能である。また、基礎年金の未納問題への対処として、国庫負担率の大幅引き上げや全額税負担化を行った場合、BIの限定版ととらえることができるだろう。

ただし、これらの施策をBIにまで拡充するには膨大な費用がかかり、ここにおいて経済的・財政的な面での実現可能性の問題が頭をもたげることになる。ここでは、それに関連して、本稿の範囲では十分に検討できなかった論点をいくつか指摘するにとどめたい。

わが国における基礎年金額相当のBIの導入可能性については、小沢(2002)による試算、および本特集での山本論文によるそれがあり、極めて有益であり、かつ参考になるだろう。

しかし、これとは別に、グローバル経済の中でBIを導入することによる、経済的競争力の喪失という問題もありうる。この観点から、リピエッツは、「普遍の手当は、自由貿易とは両立しない」と指摘する(Lipietz 1989=1990: 151)。実はこの問題は一国内でも生じうるものであり、アメリカでの負の所得税の審議過程でも指摘され、法案が葬り去られた原因のひとつになった経緯がある。保護基準や最低賃金に一定の地域間格差がある以上、この問題はわが国でも無視することはできないだろう。

このように、BIを政策立案上の現実的な選択肢とする上では、さらに検討しなければならない論点が山積している。今後わが国でもさらなる研究の蓄積が必要となるだろう。

注

- 1) BIの変種として、人生の初期において、各人に資産を付与する「ベーシック・キャピタル」(BC)もある(Ackerman and Alstot 1999, 齊藤 2006)。BC論者は、BIが使い込み防止のために、定期的に＝細切れに給付されるため、結果的に自己実現には役立ちにくいことを批判する。なお、BCとは銘打たれていないものの、その一種と考え得る制度として、イギリスのChild Trust Fund(子どもの教育費の保障などを目的とした強制貯蓄口座)があげられる。
- 2) 特に重要なものとして、Van Parijs ed.(1992), van der Veen and Groot eds.(2000)を参照。
- 3) BIに相当する所得を論じるにあたっては、保証所得、生涯所得など、さまざまな用語が使われるが、本稿ではすべて「BI」に統一する。
- 4) このような視点から、自動車工場での苦役の実体験を記したものとして鎌田(1973)を参照。ただし、1980年代には工業生産過程での品質管理活動を自主的に行う小グループである「QCサークル」が、作業員間の信頼関係や、仕事のやりがいの向上につながるものとして注目されたことにも注意が必要である。
- 5) ここで掲げたニューライト的な再編のほかに、北欧におけるネオ・コーポラティズムの再編の存在も指摘することができる(武川 1999)。これは、政・労・使の代表が一堂に会し、合意を形成していく新しい政治システムである。これは、再工業化を強調し、搾取・剰余価値の増加を、政治的代表システムのもとで実現しようとする。ところが、そこでいう「労」とは、第二次産業に従事する男性正規労働者しか包摂されていないという問題があった。
- 6) 互酬性(reciprocity)の問題については、田村(2004)を参照のこと。
- 7) このことはBIの無条件性と抵触するため、議論を呼ぶところであり、近年は無条件のBIを支持するに至っている(Fitzpatrick 1999=2005: 226-227)。
- 8) 本来の「消費」とは、生産に付随するものではなく、「他の何もの手段でもなく、それ自体として生の喜びであるもの」(見田 1996: 136)である。したがって、マテリアルな消費ではなく、生の喜びを表現した、「情報」によって作り出されたイメージを消費する形によって、環境・資源への収奪を回避しつつ、成長を実現することができるという。
- 9) IVの2で引用した図式に照らして言えば、2008年から導入予定の児童扶養手当の受給年数による減額措置は、「労働力拘束モデル」その典型であろう。また、生活保護において、15歳から18歳までの子を養育する世帯の母子加算が順次廃止され、代わりに子どもを対象に高校への就学費用が、生業扶助の枠内から支給されることになったことは、「人的資本開発

モデル」の典型であろう(もちろん、就学費用の保証の必要性自体は、かねてから指摘されていたことであり、高く評価されるべきことではあるが)。

- 10) BIの導入という文脈と直接関係しないことに注意が必要ではあるが、諸外国ではここであげたような制度改革が実施された事例がある。例えばイギリスでは、社会保険と国税の徴収部門が、内国歳入庁(現:歳入関税庁)によって実施されてきた。また、福祉事務所と職業安定所に相当する機関が「ジョブ・センター・プラス」として統合されつつある。

参考文献

- Ackerman, Bruce and Alstot, Anne, 1999, *The Stakeholder Society*, New Haven and London: Yale University Press
- Atkinson, A. B., 1995, *Incomes and the Welfare State: Essays on the Britain and Europe*, Cambridge: Cambridge University Press
- Dobson, Andrew, 1995, *Green Political Thought*, Second Edition, London: Routledge (= 2001, 栗栖聡ほか訳『緑の政治思想——エコロジズムと社会変革の思想』ミネルヴァ書房。)
- Fitzpatrick, Tony, 1999, *Freedom and security: an introduction to the basic income debate*, Basingstoke, Hants: Macmillan. (= 2005, 武川正吾・菊地英明訳『自由と保障——ベーシック・インカム論争』勁草書房。)
- Friedman, Milton, 1962, *Capitalism and Freedom*, Chicago: The University of Chicago Press (= 1975, 熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌訳『資本主義と自由』マダロウビル好学社。)
- Galbraith, John Kenneth, 1984, *The affluent society*, Fourth edition, (= 1990, 鈴木哲太郎『ゆたかな社会』岩波書店。)
- Gorz, André, 1983, *Les Chemins du Paradis*, (= 1985, 辻由美訳『エコロジー共同体への道——労働と失業の社会を超えて』技術と人間。)
- Gorz, André, 1998, *Métamorphoses du travail* Quête du sens, (= 1997, 真下俊樹訳『労働のメタモルフォーズ 働くことの意味を求めて——経済的理性批判』緑風出版。)
- Gough, Ian, 1979, *The Political Economy of The Welfare State*, London: Macmillan (= 1992, 小谷義次・向井喜典・荒岡作之・福島利夫訳『福祉国家の経済学』大月書店。)
- Habermas, Jürgen, 1973, *Legitimationsprobleme im Spätkapitalismus*, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag (= 1979, 細谷貞雄訳『晩期資本主義における正統化の諸問題』岩波書店。)
- Habermas, Jürgen, 1981, *Theorie des Kommunikativen Handelns*, Frankfurt/Main: Suhrkamp Verlag (= 1987,

- 丸山高司ほか訳『コミュニケーション的行為の理論(下)』未来社.)
- Illich, Ivan D., 1971, *Deschooling Society*, (= 1977, 東洋・小澤周三訳『脱学校の社会』東京創元社.)
- 鎌田慧, 1973, 『自動車絶望工場——ある季節工の日記』徳間書店.
- Kincaid, J. C., 1979, *Poverty and Equality in Britain: A Study of Social Security and Taxation*, Penguin Books (= 1987, 一圓光彌訳『イギリスにおける貧困と不平等——社会保障と税制の研究』光生館.)
- Lipietz, Alain, 1989, *Chosir l'audace: une alternative pour le vingt et unième siècle.* (= 1990, 若森章孝訳『勇氣ある選択——ポストフォーディズム・民主主義・エコロジー』藤原書店.)
- 見田宗介, 1996, 『現代社会の理論』岩波書店.
- 宮本太郎, 2004, 「就労・福祉・ワークフェア——福祉国家再編をめぐる新しい対立軸」塩野谷祐一・鈴木興太郎・後藤玲子編『福祉の公共哲学』東京大学出版会, 215-233.
- 根岸毅宏, 2004, 「ニクソン政権のFAP法案とアメリカの公的扶助制度——1996年福祉改革に至る歴史的背景として」編『国学院大学経済学52(3,4)』417-72.
- O'Connor, James, 1973, *The Fiscal Crisis of The State*, New York: St. Martin's Press (= 1981, 池上惇・横尾邦夫監訳『現代国家の財政危機』御茶の水書房.)
- Offe, Claus, 1992, *A Non-Productivist Design for Social Policies*, in Van Parijs, Philippe ed., *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform*, London: Verso, 61-78.
- Offe, Claus, 1997, *Towards a New Equilibrium of Citizen's Rights and Economic Resources? in OECD, Societal Cohesion and The Globalising Economy: What does the Future Hold*, OECD, 81-108.
- 小沢修司, 2002, 『福祉社会と社会保障改革——ベーシック・インカム構想の新地平』高菅出版.
- Peacock, Alan T., 1952, *The economics of national insurance*, Edinburgh: Hodge (= 1959, 下村太郎・井出正章訳『社会保障の経済学』巖松堂出版.)
- Pierson, Christopher, 1998, *Beyond the Welfare State?: The New Political Economy of Welfare*, Second Edition, Cambridge: Polity Press
- Polanyi, Karl, 1957, *The great transformation: the political and economic origins of our time*, (= 1975, 吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳『大転換——市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社.)
- Rifkin, Jeremy, 1995, *The End of Work*, (= 1996, 松浦雅之訳『大失業時代』TBSブリタニカ.)
- 齊藤拓, 2006, 「ベーシック・インカムとベーシック・キャピタル」編『Core Ethics Vol. 2』立命館大学大学院先端総合学術研究科, 115-128.
- 武川正吾, 1999, 『社会政策のなかの現代——福祉国家と福祉社会』東京大学出版会.
- 田村哲樹, 2002, 『国家・政治・市民社会——クラウド・オフの政治理論』青木書店.
- 田村哲樹, 2004, 「熟議民主主義とベーシック・インカム——福祉国家「以後」における「公共性」という観点から」編『早稲田政治経済学雑誌 No.357』, 38-62.
- van der Veen, Robert and Groot Loek, 2000, *Basic Income on the Agenda: Policy Objectives and Political Chances*, Amsterdam: Amsterdam University Press
- Van Parijs, Philippe, 1992, *Arguing for Basic Income: Ethical Foundations for a Radical Reform*, London: Verso
- Van Parijs, Philippe, 1995, *Real Freedom for All: What (If Anything) Can Justify Capitalism?*, Oxford: Clarendon Press
- 山中篤太郎, 1956, 『社会保障の経済理論』東洋経済新報社.
- (きくち・ひであき 国立社会保障・人口問題研究所 社会保障基礎理論研究部研究員)